

○下田市移住希望者滞在費補助金交付要綱

平成30年4月2日告示第63号

改正

平成30年12月28日告示第134号

令和7年3月21日告示第22号

令和8年3月24日告示第32号

下田市移住希望者滞在費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下田市内への移住者の増加を図るため、市内への移住を目的として住居及び仕事を探し、又は暮らしを体験する等の活動を行うため滞在する者に対し、予算の範囲内において滞在費の一部を補助することについて、下田市補助金等交付規則(平成30年下田市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により記録されている住所が静岡県外にあり、かつ、市内への移住を希望又は検討している者(婚姻又は転勤による転入予定者及び出張等を理由として事前に定められた期間移住又は定住する予定である者を除く。)
- (2) 短期滞在 移住希望者が、移住実現に向けた市内への訪問活動をするために本市に連続して10泊まで宿泊することをいう。
- (3) 中期滞在 移住希望者が、移住実現に向けた市内への訪問活動をするために本市に連続して11泊から30泊まで宿泊することをいう。
- (4) 指定施設 市長が指定した宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)の規定による旅館業を行うための施設その他対価を支払って宿泊する施設をいう。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は移住希望者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 下田市への移住に向けて、あらかじめ市に移住希望の相談を行い、所要の相談事項について登録を行っている者
- (2) 下田市への移住を目的とする活動のために、指定施設を利用する者
- (3) 当該申請に係る滞在期間中、市又は市が認める団体と面談が行える者
- (4) 2親等以内の親族が市内に住所を有していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助対象活動)

第4条 補助の対象となる活動(以下「補助対象活動」という。)は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 下田市への移住を目的として、住居を探す活動
- (2) 下田市への移住を目的として、仕事を探す活動
- (3) 移住活動の一つとして下田市の文化や歴史、風土、気候等を知るために宿泊する活動

(補助金の額及び申請の限度)

第5条 補助金の額及び申請の限度は次の表のとおりとし、対象経費には、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のほか申請者と同一世帯の者1人分の基本宿泊料金を含めることができるものとする。

滞在の種類	補助金の対象経費	補助金の額	補助金の申請回数及び申請することができる期間	備考
短期滞在	1泊分の基本宿泊料金（宿泊するために必要となる一室の利用料金を（1棟貸切り型の宿泊施設に宿泊した場合は、宿泊者数に応じてあん分し、1人1泊当たりの宿泊した経費を割り出すものとする。）をいう。ただし、消費税、入湯税、追加分の飲食料金、サービス料金等は除く。以下同じ。）	左欄の経費の2分の1以内（100円未満端数は切捨て）とし、4,000円を限度とする。	申請者一人当たり、初回の申請の日から2年を超えない日までの間において、20泊分まで申請することができる。ただし、同一年度内の申請は10泊分以内とし、申請に関する宿泊期間は年度を超えることはできない。	補助金の申請は、短期滞在又は中期滞在のどちらかについてのみ可能とする。
中期滞在	連続した11泊から30泊まで分の基本宿泊料金	左欄の経費の2分の1以内（100円未満端数は切捨て）とし、80,000円を限度とする。	申請者一人当たり1回限りとし、申請に関する宿泊期間は年度を超えることはできない。	

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、下田市移住希望者滞在費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象活動終了日の翌日から起算して30日以内に、市長に提出しなければならない。

(1) 現住所を証明できるものの写し(免許証、マイナンバーカード等)

(2) 対象経費がわかる領収書等の写し

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、下田市移住希望者滞在費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

2 規則第13条に規定する補助金等の額の確定及び通知は、決定通知書と併合するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、下田市移住希望者滞在費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助の取消等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、下田市移住希望者滞在費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第4号)により、申請者にその旨を通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年12月28日告示第134号)

(施行日)

1 この告示は、平成30年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成された用紙は、当分の間調整して使用することができる。

3 この告示の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式によ

り取り扱ったものとみなす。

附 則（令和7年3月21日告示第22号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の下田市移住希望者滞在費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降の補助金の申請から適用し、令和7年3月31日以前に補助金を申請した者の取扱については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月24日告示第32号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。